No.	質問日	照会内容	回答者	回答
1	R7.10.23	委託業務処理要領３（１）ウ　標本数、エ　地点数の選定基準等はあるのか。	北海道	層化二段無作為抽出法により、事業者側で抽出方法を示した上、選定していただき、道が確認した後、調査を実施していただくことになりますが、原則として、全ての振興局から１市町村以上は選出していただきます。
2	R7.10.23	委託業務処理要領３（１）オ　（抽出原簿：住民基本台帳）について、どのような方法で住民基本台帳の閲覧・入手等するのか。	北海道	契約締結後、道から関係市町村あてに、住民基本台帳閲覧・入手に係る協力依頼の通知をしますので、その後、適宜、受託者側で、関係市町村毎に必要な手続き・申請等を行ってください。
3	R7.10.23	調査実施に係る概ねのスケジュール感を教えて欲しい。	北海道	契約締結後、受託者から業務処理計画書を提出していただき決定することになりますが、道としましては、概ね年内～1月上旬頃までには調査を実施し、その後、分析及び実績報告書の作成等をしていただく想定です。